

申第24号

「新型コロナウイルス」感染防止に 関する追加申し入れ(2)に対する回答

マスコミ報道によると、東京都が2月15日、新たに新型コロナウイルスに感染したことが確認された40歳代の会社員が、2月10日に愛知県に出張のため、東海道新幹線を利用していたことが発表されている。

以前にも、新型コロナウイルスに感染していたバスガイドが東海道新幹線を利用していたことの報道もされている。

新型コロナウイルスの感染者は、タクシーの運転手、バスの運転手など、不特定多数の人々と接する仕事をしており、同じ公共交通機関で働く私たちJ R 東海の社員はより多くの旅客等と接しており相対的に新型コロナウイルスに感染するリスクは非常に高いと考える。

会社は、もっと危機感を持って社員が新型コロナウイルスに感染しないように、国の対応を待つことなく、より積極的に模範となるような感染予防に努めるべきである。

従って下記について、会社に申し入れをしたところ、2月28日に、回答が来ました。

記

1. 2月10日に東海道新幹線を利用したという40歳代の会社員の乗車列車・乗車区間・利用座席・駅構内の通行ルート等を明らかにすること。

(回答)

そのような報道がなされたことは承知しているが、会社としてはそれ以上の詳細については知得していない。

2. ウイルスに感染していた会社員が、当日に利用していたエリアで就業していた社員・関連会社の社員に接触の可能性について告知すると共に緊急のウイルス検査を、会社の責任に於いて早急を実施すること。

(回答)

そのような報道がなされたことは承知しているが、会社としてはそれ以上の詳細については知得していない。

なお、社員に対しては感染予防の注意喚起や手洗い・うがいの励行を呼びかけているところである。

3. 以前、報道されていた「新型コロナウイルス」に感染していたとされるバスガイドと言われる方が、東海道新幹線を利用していたとのことであるが、会社は、この方の乗車区間等について明らかにすること。

(回答)

そのような報道がなされたことは承知しているが、会社としてはそれ以上の詳細については知得していない。

4. 上記以外で、「新型コロナウイルス」に感染もしくは感染していた可能性がある旅客が、J R 東海の新幹線・在来線を利用していた情報があるのか明らかにすること。

(回答)

自治体を通じて情報収集及び状況把握に努め、それを踏まえて適切に対処していく。

なお、和歌山県から罹患者の方が『2/15に新幹線に乗車された』と発表があり、それを受けて県に確認したところ、乗車列車などの詳細が判明したため、2/19に当該車両の消毒を行った。

5. 車内業務で多くの不特定多数のお客様と接する機会の多い対面改札については、新型コロナウイルスのリスクが解消されるまでは、在来線・新幹線共に中止すること。

(回答)

現時点において、そのような考えはない。

なお、国内外における感染状況を、当社の鉄道をご利用されるお客様にお使い頂けるよう、新幹線全駅及び在来線の有人駅において、手指消毒用の消毒液を設置したほか、駅や新幹線車内（テロップ）で、手洗いを積極的に行って頂くなどのご協力をお願いしている。

6. 数日前から各職場では、「東京駅で就業する人物が肺炎で入院している。」との噂が囁かれているが、それは事実なのか明らかにすること。また、事実であるなら「新型コロナウイルス」に由来する入院なのか明らかにすると共に、東京駅で働く全社員・関連会社社員へウイルス検査を、会社の責任に於いて早急に実施すること。

(回答)

個人の健康状況については明らかにしない。

7. 全社員・関連社員へのマスク着用を義務づけること。

(回答)

新型コロナウイルス感染症の国内における感染拡大に伴い、社員に対しては手洗い・うがい・咳エチケットの励行等を行っているところであるが、2/20（木）より、接客業務に携わる社員に対してマスク着用を指示している。

また、2/27（木）より、駅や運輸区所等においては、接客時に限らず勤務時間中は原則としてマスク着用することとしている。

なお、関係会社については、各社の判断によるものである。

8. マスク着用について、各職場で「推奨」や「指示」など統一されていないため、誤解をしている社員がいるので、会社として統一した指示をすること。

(回答)

2/20（木）より、接客業務に携わる社員に対してマスク着用を指示している。また、2/27（木）より、駅や運輸区所等においては、接客時に限らず勤務時間中は原則としてマスク着用することとしている。

9. 社員が体調不良等を訴え、「新型コロナウイルス」に感染が懸念される場合は、会社の責任に於いて有給の休業とすると同時に、早急に検査を受けさせること。また、感染が確認された時は、障害休暇とすること。

(回答)

社員に対しては、

- ・新型コロナウイルス感染症の疑い例がある場合は、保健所に対して受診する医療機関について問い合わせを行い、その指示に従い、その内容を管理者へ速報すること。
- ・医療機関での検査の結果が出た際にも、すみやかに管理者へ速報すること。

を、周知している。

10. 先日、申第21号での緊急申し入れで社員が「新型コロナウイルス」に感染した場合の対応方、賃金などについての会社回答で、「社員への感染が確認された場合には、状況に応じて適切に対応を行う。」とのことであったが、その後、何か詳細な取り扱いが決まったのか明らかにすること。

(回答)

保健所の指示、医療機関での検査結果等を踏まえて、管理者が指示する。

以 上